

串間市条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）

本市の執行する条件付一般競争入札のうち建設工事に係るものについては、それぞれの入札公告（以下、「公告」という。）において示すもののほか、この共通事項に基づくものとする。

1 入札参加資格

本工事に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者から債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の役員等（入札に参加しようとする者が法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者及び支配人並びに営業所の代表者をいう。以下本号から第 10 号までにおいて同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。なお、本号から第 10 号までの各号において、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、当該入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (6) 暴力団員が、入札に参加しようとする者の経営に事実上参加していると認められる者でないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者の損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員と協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用する等していると認められる者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）若しくは暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団員であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められる者でないこと。
- (11) 串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程（昭和 59 年告示第 4 号）第 4 条第 1 項に規定する指名競争入札参加有資格業者名簿に、公告に示す業種（公告において当該業種における等級を示す場合は等級も含む。）について掲載されており、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以

下「法」という。)第7条又は第15条の規定に基づき、公告に示す業種において建設業の許可を受け、法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者であること。

(12) 本工事の公告日から入札日までのいずれの日においても、串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程(昭和59年告示第4号)第10条第1項の規定による入札参加資格停止を受けていない者であること。

(13) 同一の条件付一般競争入札において、次のいずれかに該当する他の者が参加していないこと。

ア 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社相互の関係にある者。

イ 一方の会社の代表権を有する者又は役員(持株会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役員及び法人格のある各種組合の理事。ただし、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下「役員等」という。)が他方の会社の役員等を現に兼ねている者。(一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。)

ウ 一方の会社の役員等が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。

エ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員又は代表権を有する者と夫婦関係にある者。

オ 一方の会社の役員等が他方の会社の役員等と同一住所地(同居又は同一敷地内の別棟に居住する場合を含む。)に居住する親子又は兄弟姉妹の関係にある者。

2 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を次のとおり串間市財務課に持参により提出し、本工事に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本工事の入札に参加することができない。

(1) 交付及び提出場所 串間市財務課 入札・契約係

(2) 交付及び提出期間 本工事の公告日から公告において示す申請期限まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

(3) 申請書等の提出方法 郵送又は持参によるものとする。

(4) 申請書に係る書類等 次に掲げるものとする。

ア 申請書

イ 実績調書 公告において求める工事の施工実績を記載すること。

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ただし、当該通知書の審査基準日が入札執行日又は開札日から1年7月以内のものに限る。

エ 実績を証明する資料

イの実績調書に記載の工事が本市以外の発注に係るものである場合には、次に示すいずれかを、内容を証明する資料として添付すること。

- ・工事実績情報システム(CORINS)の竣工時登録データの写し
- ・履行証明書(施工証明書)

原則として、国又は地方公共団体が発注者であるものに限る。ただし、公告において特に定める場合は、公告のとおりとする。

・契約書の写し

オ 配置予定技術者調書

- (5) 入札参加資格確認結果は、公告において示す通知日までに通知する。
- (6) 申請書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。また、提出期限以降の申請書等の修正及び再提出は認めない。

3 入札参加資格の再確認請求等

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、書面（任意様式）により理由の説明又は入札参加資格の再確認を請求することができる。
 - ア 入札参加資格確認結果の通知を受理した日から起算して3日以内に、持参により提出すること。
 - イ 受付場所は、串間市財務課入札・契約係とする。
- (2) 当該請求に対する回答は、請求のあった日の翌日から起算して5日以内に行う。

4 入札方法等

- (1) 入札は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ封書にして行う。
- (2) 公告において工事価格の内訳を記載した工事費内訳書の提出を求めた場合においては、工事費内訳書を提出すること。工事費内訳書の金額は入札書に記載する入札金額と一致させること。
- (3) 入札の回数は2回とする。

5 落札者の決定方法

串間市財務規則第112条に規定する予定価格の範囲内の価格で、串間市財務規則第112条の2に規定する最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

6 その他

- (1) 入札に参加することを他社に洩らしたと認められるときは、本工事の入札に参加できない場合がある。
- (2) 入札参加者の情報は、落札者決定の後、公表する。ただし、事後審査型競争入札の方法により執行する場合は、落札候補者決定の後公表する。
- (3) 入札参加者は、この共通事項及び公告を理解の上、入札に参加すること。また、公告に定める内容がこの共通事項と異なる場合には、公告を優先する。

● 資格審査

落札候補者が証明書類を持参された場合には、提出された証明書類を直ちに審査し、入札参加資格要件を満たしていると認められる場合には、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者に対し「入札参加資格審査確認結果通知書兼落札者決定通知書」を手渡し、契約締結に必要な指示を行います。また、満たしていると認められない場合には、「入札参加資格審査確認結果通知書」を手渡します。

ファクシミリの場合は、送信された証明書類を直ちに審査し、審査による結果を電話により通知した後に「入札参加資格審査確認結果通知書兼落札者決定通知書」を送達します。また、満たしていると認められない場合にも、その旨を電話により通知した後に、「入札参加資格審査確認結果通知書」を送達しま

す。

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められない場合は、予定価格の制限の範囲内で応札した者のうち次点の者を落札候補者とし、証明書類の審査を行います。次点の落札候補者が入札参加資格を満たしていると認められない場合は次順位の者を落札候補者として順次繰り上げるものとし、落札者が決定するまで資格審査を行います。

● 契約締結期限

落札者となった日（落札結果を通知した日）から概ね 14 日以内とします。

● 入札の無効

次の場合は、落札候補者の入札を無効とします。

- ① 落札候補者が、提出期限までに証明書類を提出しない場合。
- ② 落札候補者から提出された証明書類を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていないと認められた場合。

● 留意事項

落札候補者が証明書類を提出できない等の理由により契約を締結できない場合の取扱いは、次のとおりとします。

- ① 落札候補者は落札者ではないため、契約を締結できなくなった場合でも違約金の徴収は行いません。ただし、落札者となった者が、資格がないと確認できた場合は違約金が発生します。
- ② 入札において、次点の者が複数存在した場合は、次順位の落札候補者となる者を決定するために、入札後に「くじによる抽選」を行うものとします。また、当該次点の者が抽選に参加できない場合には、入札事務に直接関係のない職員にくじを引かせることができるものとします。
なお、落札候補者が落札者と認められない場合は、次順位となった者を落札候補者とみなし、直ちに電話等により連絡し、必要な指示を行います。

● その他

- ① 入札結果については、入札終了後に速やかに公表していますが、入札執行の方法又は当該入札案件の種類によっては、落札候補者が落札者として認定された後に行う場合もあります。御了承ください。
- ② 落札候補者又は落札者以外への通知は、ホームページの入札結果の公表をもって代えるものとします。